

# 事業報告書

(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 社会医療法人 明和会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人  
その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。  
(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 秋田県秋田市南通みその町3番15号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 昭和33年4月28日

- (4) 設立登記年月日 昭和33年5月13日

### (5) 役員

	氏名	備考
会長	加賀谷 肇	
理事長	小林 仁	
専務理事	佐藤 均	
常務理事	鈴木 敏文	中通総合病院管理者
同	羽賀 成基	
理事	小貫 涉	中通りハビリテーション病院管理者
同	小林 新	中通健康クリニック管理者
同	斉藤 比登志	大曲中通歯科診療所管理者
同	佐藤 充	
同	佐藤 幸美	大曲中通病院管理者
同	白戸 英雄	港北中通診療所管理者
同	菅原 厚	ふき健診クリニック管理者
同	千馬 誠悦	
同	田中 雄一	

理 事	原 田 久美子	中通歯科診療所管理者
同	挽 野 仁	
同	渡 邊 新	
監 事	高 橋 真 一	
同	吉 岡 睦	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考覧に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	中通総合病院	秋田県秋田市南通みその町3番15号	一般病床398床 地域包括ケア病床52床
	中通リハビリテーション病院	秋田県秋田市中通六丁目1番58号	療養病床220床 〔医療保険220床〕
	大曲中通病院	秋田県大仙市大曲上栄町6番4号	一般病床 60床 療養病床 46床 〔医療保険46床〕
診療所	港北中通診療所	秋田県秋田市土崎港六丁目1番5号	
	前郷中通診療所	秋田県秋田市豊岩豊巻字大日沢2番地	
	畑谷中通診療所	秋田県秋田市河辺畑谷字中村74番地2	
	神代中通診療所	秋田県仙北市田沢湖卒田字早稲田425番1号	
	小山中通診療所	秋田県秋田市豊岩小山字神田4番地	
	中通歯科診療所	秋田県秋田市中通六丁目1番58号	
	大曲中通歯科診療所	秋田県大仙市大曲上栄町4番3号	
	中通健康クリニック	秋田県秋田市南通みその町4番17号	
	ふき健診クリニック	秋田県秋田市仁井田潟中町2番41号	
介護老人 保健施設	-	-	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を〔 〕書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

## (2) 付帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
中通高等看護学院	秋田県秋田市榎山登町3番18号	定款第5条（1）
中通訪問看護ステーション	秋田県秋田市中通五丁目9番22号	定款第5条（2）
大曲訪問看護ステーション	秋田県大仙市大曲上栄町4番3号	定款第5条（3）
南通ホームヘルプステーション	秋田県秋田市中通六丁目14番18号	定款第5条 （5）～（8）
割山ホームヘルプステーション	秋田県秋田市新屋勝平町3番21号	〃
港北ホームヘルプステーション	秋田県秋田市土崎港六丁目1番5号	〃
手形ホームヘルプステーション	秋田県秋田市手形字十七流10番11号	〃
大曲ホームヘルプステーション	秋田県大仙市大曲上栄町4番3号	〃
仁井田ホームヘルプステーション	秋田県秋田市仁井田新田三丁目1番15号	〃
中通リハビリテーション病院 介護支援センター	秋田県秋田市中通六丁目1番58号	定款第5条（9）
南通在宅介護支援センター	秋田県秋田市中通六丁目14番18号	定款第5条（4）
大曲訪問看護ステーション 介護支援センター	秋田県大仙市大曲上栄町4番3号	定款第5条（9）
中通ケアプランセンター	秋田県秋田市中通五丁目9番22号	〃

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

平成30年5月30日 平成29年度決算の承認  
利益金の処分

平成31年3月28日 平成31年度事業計画及び収支予算の決定  
平成31年度中の借入金額の最高限度額の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

- (9) その他

当該会計年度内に行われた工事

中通総合病院 空調設備更新工事 他

医療機器の購入又はリース契約

超音波診断装置、CT装置、透析装置 他リース契約

診療科の新設又は廃止

なし